

・松戸市下水道事業受益者負担金における賦課調査とは

下水道事業受益者負担金は、新たに公共下水道を利用できるようになった土地（原則、供用開始区域）に対して一度だけ賦課します。固定資産税とは異なり、毎年賦課するものではありません。

そのため、受益者負担金が一度賦課された土地につきましては、その所有権が売買などにより移転されたり、建物の新設、または下水道施設を新設したとしても、再度賦課することはありません。

したがって、賦課状況（過去に受益者負担金が賦課されたことがある土地かどうか）を調査することで、今後新たに賦課されるかどうかを確認することが可能です。

なお、過去に賦課されている受益者負担金に対しての納付状況の調査とは異なりますのでご注意ください。納付状況につきましては、個人情報保護の観点から、原則、納付義務者（賦課対象者）ご本人のみに回答しております。

※賦課済みの土地であっても、受益者負担金の徵収猶予対象地（畠や山林など）の場合がございます。この場合、猶予取消事由が発生し、猶予取消手続きがなされた後に猶予申請者（受益者）に対して納付書を発送いたします。

松戸市 建設部
下水道経営課 業務班
電話番号：047-366-7394